

秩父市優秀建設工事現場代理人等表彰実施基準

秩父市優秀建設工事現場代理人等表彰要綱（以下「要綱」という。）第 10 条に基づく表彰については、この基準に定めるところによる。

（表彰の種類）

- 1 要綱第 2 条に基づく表彰の種類は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）優秀賞 工事成績評定点が 90 点以上の建設工事における現場代理人等
又は総合評定点が 85 点以上の建設工事における現場代理人等
 - （2）奨励賞 優秀賞の受賞者を除き、他の模範として市長が認めたもの

（表彰の対象者）

- 2 表彰の対象者は、表彰実施年度の前年度に完成した工事について、請負金額 500 万円以上で秩父市建設工事成績評定要領による工事成績表定点（以下「評定点」という。）が 85 点以上であることを基本とし、更に優秀賞、奨励賞の対象内容については、次の事項によるものとする。
 - （1）優秀賞 総合評定点の算出については、当該年度に担当した評定件数は対象工事を含め 2 件以上とする。この場合において、対象工事が 1 件の場合は、その前年度に担当した全工事の評定点を含めるものとする。
 - （2）奨励賞 要綱第 4 条第 2 号に基づき、他の模範となる施工を行った現場代理人等であること。

（候補者の推薦）

- 3 表彰の候補者を推薦しようとする発注課所長は、原則として 1 現場代理人等 1 件を対象とし審査委員会委員長（以下「委員長」という。）へ「秩父市優秀建設工事現場代理人等表彰推薦調書」（様式第 1 号）を提出する。

（委員会審査）

- 4 委員会における審査は、次の事項によるものとする。
 - （1）委員会は、表彰候補者の選定に関する指標として「秩父市優秀工事施工者表彰実施基準」に基づく「別表 総合評定点算出方法」により評定を行う。
 - （2）委員会は、推薦調書、評定点及び総合評定点を用いて選考を行い、「優秀賞」表彰候補者を選定する。
 - （3）委員会は、推薦調書及び評定点を用いて選考を行い、「奨励賞」表彰候補者を選定する。
 - （4）その他、選定に必要な事項を審議することができる。

（審査結果の報告）

- 5 委員長は、委員会の審査結果を市長に報告する。

(被表彰者の公表)

6 要綱第3条により表彰するときは、被表彰者名簿を関係課所長に送付するとともに、秩父市ホームページに発表する。

別表 総合評定点の算出方法

$$\text{総合評定点} = \text{表彰対象工事の工事成績評定点} \times 0.6 + \text{表彰対象工事に係る現場代理人の対象工事を除く当該年度の全工事成績評定点の平均点※} \times 0.4$$

例1 対象工事の評定点89点で対象工事を除く当該年度の全工事の評定点の平均が83点の場合

$$89\text{点} \times 0.6 = 53.4\text{点}$$

$$83\text{点} \times 0.4 = 33.2\text{点}$$

$$53.4\text{点} + 33.2\text{点} = 86.6\text{点}$$

$$\text{総合評定点} = 86.6\text{点}$$

※ 対象工事を除く当該年度に担当する工事がない場合は、その前年度に完成した全評定件数（1件の場合は1件、3件の場合は3件）の平均点を算出する。